





最終的に判断をしていかなければならない。誰がということは、検討した上で判断をしていくことになりますかと思います。

○有村治子君 誰が決断するかも分からぬことがあります。大臣が眞顔でおっしゃっているんですか。

法律が定めることと行政が行うことが全く逆になるおそれがある。法治国家、民主主義国家の精神に反するし、環境省はその法的矛盾を知りながら、また、その矛盾を抱えながら国民に眞実でないことを言い続ける行政をすることになりはしませんか。虚構を演じ続けることを、真摯に環境行政に寄与したいと願い環境省に入ったスタッフに強いてほしくはないと思います。また、環境省スタッフには、国民、国家に対する欺瞞的行政がまかり通るのだという不正義を学習してほしくないと思います。

○國務大臣(松本龍君) 繰り返しになりますけれども、政府全体として原子力行政の在り方を検討して内閣が判断をすることにならうかと思っています。

○有村治子君 内閣が判断するといつても、ミスター内閣がいらっしゃるわけではありません。どこの大臣が判断するんですか。

○大臣政務官(樋高剛君) 政府全体で判断をさせていただきたいと思っております。

○有村治子君 大臣の所管も明確にできないんですか、政務官。

○大臣政務官(樋高剛君) 先生がお尋ねになりますが、先ほど来、大変練り返して恐縮でありますけれども、御案内のとおり、設置法第四条二十二条の子のところで、「放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定」とはつきり書かれているわけでございまして、この水質モニタリ

ングを実施する法的根拠はここにあると、このように考へておるところでございます。

また、この水質汚濁防止法の第二十三条におきましては、「この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない」というふうには書いてあるわけであります。

が、先ほど来大臣も答弁をさせていただきましたとおり、そして私も先ほどお話をさせていただきましたとおりでございまして、今後、政府全体として原子力行政の在り方が検討される際には、そ

の一環として環境省が実施する放射線モニタリングの在り方にについてしっかりと検討をさせていたい」と、このように考へておるところでございます。

○有村治子君 別の観点からお伺いします。

水質汚濁防止法において、地下水を浄化する基準には放射性物質の基準値が設置されていませんが、放射性物質に係る浄化基準を設定する必要があるんじゃないですか。

○副大臣(近藤昭一君) 御指摘のとおりであります。

水質汚濁防止法では、有害物質に汚染された地下水の浄化措置を命令することができると、そういう規定が設けられております。ただ、その中に

おいては放射性物質は規制の対象から除外されており、放射性物質にかかる浄化基準も設定されていない。有村委員の認識のとおりだと思います。

そういう中で、放射性物質による環境汚染を防止するための措置は、環境基本法第十三条において「原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」とされており、現在の枠組みにおいては、原子力基本法の体系の下に関係各法に基づき必要な規制等が行われているところであります。

そして、そういう中で、今、先ほどから答弁がなっていますように、放射性物質にかかる河川や地下水等の水質汚濁についてはどこの府省が何法に基づいて所管するのか必ずしも明確になつていなければ、

そのため、責任体制を明確化するため政府内での新

たな体制などの議論が必要と認識をしております。議論の際には環境省としてももちろん積極的に役割を果たしていくと、こういうことになります。

○有村治子君 環境派で知られた近藤副大臣がそのような官僚的答弁を繰り返されるのは極めて遺憾であります。

地下水を浄化する基準、その基準値というのはいかにあるべきでしょうか、そして、それはどこ

の所管が決めるんですか。環境省ではないんですか。

○政府参考人(関莊一郎君) 副大臣から御答弁申し上げましたように、有害物質、いわゆる通常の有害物質につきましては、環境省の責任で多数の有害物質につきまして浄化基準を決めておりまし

し、それに基づいて浄化措置というのが行われてきているところでございます。放射性物質につい

ては、現在の水濁法の中では決定するようになつております。

○有村治子君 では、審議官、いま一度伺います。

調査はするが、放射能による水質汚濁の防止に実効性はない、それを担保する法的根拠はないといふことですね。

○政府参考人(関莊一郎君) 放射性物質による環境汚染の状況の調査につきましては、設置法に基づいて調査ができるというふうに考えておりまし

て、現に近々調査を開始するということになつてございますが、汚染が見付かりましたときにどのように対策を取るかというの、水質汚濁防止法

を始め、現在の環境法では全て対策の適用除外と

いうことになつていると認識しております。

○有村治子君 設置法を盾にされるのであれば、項目の子で

放

の配付資料、環境省さんが提出していただいた資料でございます。大臣御案内のとおり、環境基本法でこれら全ての法案が放射性物質に対する適用除外規定があります。放射性由來の汚染物質には環境省は触りませんよ、タッチしませんよと。それが、過

去、三役が今まで予算委員会を始めとする答弁でも明確にそれを認めになつていらっしゃいます。法が現状に追いついていない状態です。

丁目一番地ではないのですか。

○國務大臣(松本龍君) 一丁目一番地という御指摘は、そのとおりだというふうに思います。

本当に、今日、それぞれの委員の皆さんの御意見を拝聴していきながら、今日これが議了をいたしますことを望んでおります。

○有村治子君 私は、松本大臣とそう多く一緒に仕事をさせていただいたわけではありません。数時間、こういうふうに思つておられるので、私もいろいろな意見を拝聴していきながら、今日これが議了をいたしますことを望んでおります。

○有村治子君 では、審議官、いま一度伺いま

す。日本が議長国になつたあのCOP10、名古屋での会議でも、就任早々実に粘り強い、まさに、今まで必ずしも主流にいらっしゃらなかつた松本代議士が政治の中枢に上り詰められたこのリーダーシップは、忍耐力であり、本当にしぶとい交渉力、これが松本大臣の強みであろうと思います。

そして、党は違いますけれども、民主党の松本大臣が日本を代表して実にすばらしい差配をしていただいたことを私は掛け値なしでたたえたいと思います。

にもかかわらず、原子力発電所の敷地外で放射性物質に汚染された瓦れきや土壤、水質については、処理方法が確立されていないどころか、どの省の誰がこれを所管し、第一義的な責任を負い、権限を持つのが明確でないんです。それは、過去

に、過

去、三役が今まで予算委員会を始めとする答弁でも明確にそれを認めになつていらっしゃいます。法が現状に追いついていない状態です。

放射性由來の水、大気、土壤汚染から人の健康



もノーマンもおりません。ある意味では自分でも  
様々判断をしてまいりましたので、これからも自分自身も判断をしていかなければならぬと思つ  
ていますけれども、原子力の問題につきましては  
私も知見がありませんでしたし、そういったことを知らなかつたことは私の不徳の致すところだと  
いうふうに思つております。

○有村治子君 大臣御自身に知見が必ずしもある  
ということを求めているわけではありません。む  
しろ、持てるブレーンを総動員して、彼らがその  
専門機能を發揮できるような環境をつくるのが政  
治そのものじやないですか。その決断をいつまで  
に決断するという表明もできなくて、いかにして  
環境省が国民の環境行政に対してもたえようとす  
るのですか。今のままでいいと大臣は本気で信じ  
込んでいらっしゃるんですか。

○國務大臣(松本龍君) 今のままでいいとは決し  
て思つておりませんから、先ほど來答弁をしてお  
ります。

そういう意味では、放射性物質による汚染に関  
する基準や適切な処理の方法等は、やっぱり災害  
廃棄物の処理を担当する環境省が中心になつてこ  
の問題に当たる必要があるというふうには思つて  
おります。

○有村治子君 今やつと明言していただきまし  
た。そうですよ。汚染源が何であれ誰であれ、環  
境省は国民また人休始めとする生態系を守る、環  
境保全を守るということで、この四十年間存在意  
義を發揮し、國民から信用されてきた。その國民  
の負託にこたえてこそ、松本大臣、兼務のメリッ  
トが出ると思いますが、いかがです。

○國務大臣(松本龍君) おつしやるとおりだと思  
います。

○有村治子君 ならば、その決意のほどを法の改  
正について言及されるのが筋だと思いますが。

○國務大臣(松本龍君) 法の改正につきましては、今申し上げましたとおり様々な関係省庁等々  
ありますので、検討をしてまいりたいというふう  
に思つております。

○有村治子君 大臣、するでよ。様々な省庁があるので検討したい、そうじゃないですよ。環境基本法と先ほどから政府答弁側が根拠の盾にされているその大本で、これだけの法案が放射性物質の適用除外を設けてきたんですから、これは原予力の専門家が云々言えるものじゃなくて、政治家しかこの判断はできない。そのリーダーシップのポジションにおられるのが松本担当大臣じゃないですか。

そもそも、なぜ環境省が放射線由來の環境汚染には関与しないという、こんながちがちな縛りができるんでしようか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 放射性物質による環境汚染を防止するための対策につきましては、昭和三十年に制定されました原子力基本法に基づき昭和三十二年に制定されました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律などに、その規制措置が制定されているところでござります。

このため、環境基本法の前身であります昭和四十二年に制定されました公害対策基本法では、放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の防止のための措置については原子力基本法その他の関係法律で定めるところによると整理され、それ以降制定されております廃棄物処理法その他の環境省所管の法律においても、放射性物質及びこれによつて汚染された物を除くというふうにされたところでございます。

なお、付言いたしますれば、公害対策基本法も、それを発展的に作りました環境基本法におきましても、放射性物質の問題が全て除外されていふということではございません。これは、汚染を防止するための措置について原子力基本法その他関係法律によるということでありまして、環境基本法でいいますれば、例えば事業者の責務、それから基本理念、三つ掲げておりますけれども、環境保全の基礎理念、そいつたものは放射性物質による環境汚染についても対象としているところでございます。

○有村治子君 では、伺います。  
放射能に関する除外規定は、環境に関連する法律の中で一休何本あるんでしょうか。  
○委員長(北川イツセイ君) 答弁できますか。  
○政府参考人(閑莊一郎君) 個別の環境法につきましては全て除外規定があると承知しております。正確な数値はすぐには出ませんけれども、十三ではなかつたかなと思います。  
○有村治子君 大臣、この十三というのは当たっていますか。  
すなわち、放射性物質は除く、環境省は関与しないという、その本数は幾つかということを環境省の幹部職員もそらんじてはなかなか言えないという状況、それに向き合おうとしてこない大臣の姿勢そのものが浮き出ているんですよ。いかがですか。  
○國務大臣(松本龍君) 今、十三というふうに言われましたけれども、ひょっとしたらもつとあるかというふうに思います。  
以上です。  
○有村治子君 先ほど伊藤部長がおっしゃったように、何でこの放射能に関する除外規定ががちがちに環境省を縛つてきたのかということは、付言にも少しありましたけれども、省庁再編による所掌事務の結果や行政改革の都合というところもかなり色濃くあります。すなわち、行政制度としての人工的な縛りによって、環境省は放射性由來の環境汚染には関与しない仕組みが安全神話とともに今まで温存されてきただけではありませんか。  
人を中心とする生態系の健康、環境保全のため、汚染源が何であれ誰であれ、現実を直視し対策を打ってきたことによって環境庁、環境省の存在意義を發揮し、国民の信頼と支持を築いてきた四十年の実績におよそにつかわしくないばかりか、戦後最大の国難が起り、世界が固唾をのんでこの心配をし、また日本を見守る中で、結局、環境省はそれでもこの法体系を見直そうとしたんです。  
除外規定を更に塗り重ねようとしていることに

よつて、では一体どんな国民的利益があるのか。その国益を明らかにしてください。

○政府参考人関莊一郎君 環境法の中で放射性物質の扱いが除外されているというのは事実でございますけれども、環境省といたしましては、それぞれ有害物質に係る対策、例えば土壤汚染対策等の知見を基に、放射性物質による汚染の対策に活用できるものについては関係省庁と連携して積極的に取り組んでいるところでございます。

○有村治子君 連携連携とおっしゃいますけど、連携するためにはその責任の所管、所掌事務を明確にするのが大前提じゃありませんか。

内閣法第七条、今日の配付資料にも四ページ目に付けております、四ページ目の下の方ですが。内閣法の第七条には、所管官庁が定まらない事案に関して、総理が閣議にかけて裁定するというふうにあります。ですから所管官庁が定まらない事案に関しては閣議決定をすればいいんじやないですか。それをしないというのは、総理の決断力のなさか、昔内閣で防災担当大臣を担う松本大臣の危機管理能力の欠如あるいは環境大臣としての事なかれ主義だといったそりを免れないのではないかですか。

立法府に身を置きながら、また、行政権を發揮する内閣の主要大臣、不条理を正す内閣と自ら高らかに宣言した菅内閣が、不条理を正すどころか、この行政的不条理に向き合おうとすらしない行政の不作為、これこそ国民にとっての最大不幸ではないですか。

松本大臣、歴史の評価に堪え得る選択とは全く思えませんが、いかがでしよう。

○国務大臣(松本龍君) 様々、この放射性物質の問題につきましては、今、有村委員御指摘のとおり、不備があつたというふうに私自身も思っております。そういう意味では、これから政府全体としても検討していくかなければなりませんし、当然環境大臣としても防災大臣としてもしつかりこれからやつていかなければならぬと今改めて思つております。





日の配付資料がそうでありますけれども、必要な法律改正をすべきことを指摘したわけでありますが、政府がそういうふた関係を含めて実施する所と、そういう答弁を得ておりますが、しかし、今まで何も進展がない。

一体、予算委員会で大臣が答弁した責任はどうなるのかということですよ。松本大臣はどう思いますか、こういうことについて。まず松本大臣にお聞きしたいと思います。

○委員長(北川イッセイ君) 松本環境大臣、よろしくお願いします。

○加藤修一君 いや、通告はしていませんでした、大臣には。

まず、厚生労働省とそれから経済産業省、答弁してください。

○政府参考人(矢島鉄也君) 四月十八日の参議院予算委員会で委員から御指摘をいただきまして、大臣から調査の実施について御答弁をさせていた

だいであります。

内部被曝も含めまして、地域住民の方々が受けた放射線量の実態の把握を行い、その後の健康調査や適切なフォローアップを行なうことは重要であるというふうに考えております。このため、ま

ず、政府いたしまして、住民の方々が受けた放射線量を環境モニタリングの結果や行動調査等により推定をすることとし、五月十七日に原子力災害対策本部において決定をされましたロードマップ、原子力被災者への対応に関する当面の取組方針にも盛り込んだところでございます。

住民の方々の健康調査の実施は住民の方々の理解と御協力の下に行なうことが必要であり、また、健康管理の取組は長期間にわたるため、住民に身近な福島県が主体となって行なうことがあります。福島県知事も、県民の健康調査を県民の協力を得ながら県が実施すると表明をされていくことになりますが、その際には厚生労働省としても、原子力災害対策本部の下、関係

省庁と連携しながら必要な技術的、人的支援を行つてまいりたいと考えております。

○大臣政務官(中山義活君) 加藤先生の御指摘、この資料も読ませていただきまして、常に一元的に各省庁、今の厚労省と私ども経済産業省も横にしを入れてしつかりやれど、こういうような御指示をされています。

私たちも地元にいろいろお話をしまして、國にもこういうことが来るのでしつかり調査をして中長期的に健康を守つていきたいと、こういう

ようなお話をしました。地元でも福島の方で、こ

れは地元の問題でもあるので実態をよく分かつている地元ができる限り対応していきたいと。

ただし、先生がおっしゃっているのは法的な根拠であるとか、いろんなことを御指摘なんだといふふうに思うわけございまして、私たちもそつ

いところを今検討しながら、国が徹底的にバツクアップをして早くやつていただくということだ

と思います。

ただ、私も現地本部長にいたときに、なるべく地元でよく相談をしてやつた上で官邸と話をしないと、官邸が先走つて調査をするというとやつぱり地元が反発をしたりすることもありました

ので、今これ地元としつかりコントラクトを取つてしつかりやつていく所存でございます。

○加藤修一君 地域住民の関係もそうでありますし、それから原発の従事者ですよね、六千人、七千人という話がござりますけれども。それからさ

らに、これは見落とされている点でありますけれども、原発の方に出入りしている方、いわゆる輸送、郵送、物流業者等々ですよ。物を運んでいる

方々についても、それはたまたま寄つた中で被曝した人も相当数いらっしゃるわけでありますから、こういうところはいち早く捕捉しなければいけないということは言うまでもない話だと思います。

それから、今お話をありましたように、地域といいかにしつかり整合性あるというか、連携をしていくかというのは非常に私は大事だと思つております。

○政府参考人(矢島鉄也君) 先ほど先生が御指摘

ます。従来、菅政権はどつちかというと、地域の意向を聞かない中で独断専行的にやつているところが私はあると思つておりますので、やはり私はそういうことは大事にしなければいけない。

そういうふた中で、地域がやるということについては全面的に協力するという話でありますけれども、国が。であるならば、財源の問題についても、これは十分対応すべきだと。国が直轄するぐらいの、そういう資金援助をすべきだと私は思います。

これについては通告しているわけじゃありませんが、全面的にやるという意味ではそういうことも入つてくるわけですね。その辺はどうですか、両者。

○大臣政務官(中山義活君) もとより、いろんな地域の経済の立て直しにしても何にしても、やっぱりこれ、原災法や何かのこともありますので、一義的にやつぱり国が支援していかない限りなかなかできないものがあると思います。要するに、県でいえば新たな予算が生まれてくるわけでございませんので、もうできる限りのことをしなければいけないと私たちは自覚をしてやるつもりであります。

○加藤修一君 政権に対する信頼性が極めて落ちていますから、言葉が軽くなっていますから。これは国会で皆さん発言しているんですからね。しっかりと本当に結果を出すということをやつてもらわないと困りますよ。

それから、法律、特別立法の関係そうなんですが、それもそうです。それについては一切

しつかり本当に結果を出すということをやつてもらわないと困りますよ。

それから、法律、特別立法の関係そうなんですが、それもそうです。それについては一切

しつかり本当に結果を出すということをやつてもらわないと困りますよ。

それから、法律、特別立法の関係そうなんですが、それもそうです。それについては一切

しつかり本当に結果を出すということをやつてもらわないと困りますよ。

それから、法律、特別立法の関係そうなんですが、それもそうです。それについては一切

しつかり本当に結果を出すということをやつてもらわないと困りますよ。

○政府参考人(矢島鉄也君) 先ほど有村さんがいろいろお話をされました。それから、放射性の関係の管理についても全く共有できます。

そういうことについて、やはり私は、この際に環境省は動くべきです。戦う環境省になるべきです。そういうことを、やつぱりこういう動きであります。そういうことを、やつぱりこういう動きであります。非そこは今まで以上に積極的に対応していただけたいと思います。

それから、時間がございません、もう本来の水質汚濁防止法の関係について入つていけない状態でありますけれども。

浄化槽の関係で、これは汚水処理の話でありますけれども、単独浄化槽から合併浄化槽に転換をさせなければならない。その場合に、単独浄化槽、それは埋め殺しにする場合も当然ありますけれども、実際には雨水槽として使つているんですけど、それには貯留槽として使つてあるんですね。先日の国土交通省の答弁の中には、そういうことについては一般化していないと。

つまり、再使用することについては一般化していないということじやなくして、雨水槽あるいは、貯留槽として使つてあるケースがあると。これ

は、地方が助成金を出してまでやつてあるわけですよ。地方の助成金は百前後ございますよ。これは、雨水槽とかあるいは貯留槽として使うという

意味では、これは水資源として使うところも当然ありますし、洪水を抑制させるという、そういう意味合いでそういう使い方をしているんですね。

再使用を。

だから、こういうことについては、環境省も国土交通省も積極的にそういう再使用、従来の家庭にあった単独槽の関係についてもしっかりと対応することが、私は、これは国土交通省の考え方にも合致しますし環境省の考え方にも合致すると、このように考えておりますけれども、どうですか、二省、お願いします。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 今先生御指摘のように、浄化槽につきましては雨水槽あるいは貯留槽として使われていると、こういう実績は私どもも十分承知しております。そういうといった優良事例について私どもも收集していろいろ普及啓発すると、そういう活動も行つております。

先生御指摘のとおり、この浄化槽の再使用、3Rということについてもしっかりと検討していくたいというふうに考えております。

○政府参考人(井上俊之君) お答え申し上げま

す。  
御指摘の点、大変重要な御指摘だと思います。中越沖地震で、数は僅かでございますけれども、御指摘のように仮設住宅解体後に浄化槽を雨水貯留槽に転用した例もあるとのことでございましたので、この間も御答弁申し上げましたように、これ関係者が多岐にわたりますので、制度を持つてゐる厚労省にもよく御趣旨をお伝えした上で、撤去のときなどなことが可能かよく相談して、御指摘の趣旨に沿うように進めてまいりたいというふうに思つております。

○加藤修一君 事前にリース業者にも、そういう面については徹底していただきたいと思いま

す。様々な課題があると私は思いますけれども、そういった面については非常に大事な点であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、浄化槽汚泥濃縮車、この関係につい

て、先日視察に行つてまいりました、岐阜県でありますけれども、全国にこれが配備されているのは百台前後であると、岐阜は四十台前後あるといふ話でありますので、地域的にかなり集中度が違います。

環境省がどういうふうに認識しているか分かりませんが、そういう点と、それから、今後全国的に展開すべきであると、このように考えております。

○國務大臣(松本龍君) 移動式の汚泥濃縮車といふのは、すごい、私も聞きましたけれども、今まで二台で行つて了一台で処理ができる、そ

ういう意味ではCO<sub>2</sub>の排出も削減できるし運搬コストも削減できるということで、大変重要な御

指摘で、これからまたやつていかなければならないと環境省でも思つております。屎尿処理施設において濃縮した汚泥を処理するには希釈が必要となる場合がありますけれども、一部地域ではこの濃縮車が積極的に導入をされております。

環境省では、市町村が行う屎尿処理施設の整備と連携した汚泥濃縮車の導入に対しては、今、循環型社会形成推進交付金による財政支援を平成二十一年度より実施しております。引き続き、汚泥

濃縮車の導入普及をおつしやるとおり図つてしまひたいというふうに思つております。

○加藤修一君 時間が参りました。

最後の質問できませんが、水の持つ物理化学上

の構造機能、これは非常に大事だと思っておりま

して、有益な働きは計り知れない、そのための総合的な研究をやはり国としてやつていくべきではないかと。将来的には国際標準化も含めて、いかに勝つかといふことも含めて考えていかなければいけないといふことで、そういう総合的な研究については厚生労働省を中心にして是非対応を考えています。

○水野賢一君 確かに未然に対策を取るというのも、これもこれで費用は掛かるかもしれないけれども、しかし、一旦事が起きてしまった後に対策を取るよりはずっと安く済むというようなこともありますから、だからこそ、経済的に見てもこういった未然対策をするということは大切ですから、私たちみんなの党もこの法案には、必要な改正だと思います。

今日は時間がありませんので答弁はいただけませんが、是非しっかりと頑張つていただきたいと思ひます。

は百台前後であると、岐阜は四十台前後あるといふ話でありますので、地域的にかなり集中度が違います。

環境省がどういうふうに認識しているか分かりませんが、そういう点と、それから、今後全国的に展開すべきであると、このように考えております。

○國務大臣(松本龍君) 移動式の汚泥濃縮車といふのは、すごい、私も聞きましたけれども、今まで二台で行つて了一台で処理ができる、そ

ういう意味ではCO<sub>2</sub>の排出も削減できるし運搬コストも削減できるということで、大変重要な御

指摘で、これからまたやつていかなければならないと環境省でも思つております。屎尿処理施設において濃縮した汚泥を処理するには希釈が必要となる場合がありますけれども、一部地域ではこの濃縮車が積極的に導入をされております。

環境省では、市町村が行う屎尿処理施設の整備と連携した汚泥濃縮車の導入に対しては、今、循環型社会形成推進交付金による財政支援を平成二十一年度より実施しております。引き続き、汚泥

濃縮車の導入普及をおつしやるとおり図つてしまひたいというふうに思つております。

○加藤修一君 時間が参りました。

最後の質問できませんが、水の持つ物理化学上

の構造機能、これは非常に大事だと思っておりま

して、有益な働きは計り知れない、そのための総合的な研究をやはり国としてやつていくべきではないかと。将来的には国際標準化も含めて、いかに勝つかといふことも含めて考えていかなければいけないといふことで、そういう総合的な研究については厚生労働省を中心にして是非対応を考えています。

○水野賢一君 確かに未然に対策を取るというのも、これもこれで費用は掛かるかもしれないけれども、しかし、一旦事が起きてしまった後に対策を取るよりはずっと安く済むというようなこともありますから、だからこそ、経済的に見てもこういった未然対策をするということは大切ですから、私たちみんなの党もこの法案には、必要な改正だと思います。

今日は時間がありませんので答弁はいただけませんが、是非しっかりと頑張つていただきたいと思ひます。

○國務大臣(松本龍君) みんなの党の水野賢一です。

水質汚濁というときに一番典型的なものというものは排水が汚濁している、汚れているということになるわけでしようけれども、それ以外にも貯蔵タンクなどから、意図はしていないんだろうけれども漏れてしまうということもあるわけでしよう。

今回の法改正の大きな狙いだと、ううに思いますが、これ確かに地下水汚染というのは一回汚染されると、土壤もそうですけれども、地下水、土壤というものは一回汚染されると非常に対策費が多いと、それがかかるというようなこともあるわけですが、これまでこうした意図せざる、非意図的な漏えいによる事案の中で対策費が多額に上つてしまつたようなものとしてはどういう例が、環境省として把握していますでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 環境省が把握しているところにおきましては、例えば電子部品等を製造する会社の十四事業場において貯蔵タンク等からの漏えいにより地下水汚染、土壤汚染というのが生じたというケースがございまして、この汚染対策に百四億円ほど要したというふうなことを承知しております。

○政府参考人(関莊一郎君) 環境省が把握しているところにおきましては、例えば電子部品等を製造する会社の十四事業場において貯蔵タンク等からの漏えいにより地下水汚染、土壤汚染というのが生じたというケースがございまして、この汚染対策に百四億円ほど要したというふうなことを承知しております。

○加藤修一君 時間が参りました。

最後の質問できませんが、水の持つ物理化学上

の構造機能、これは非常に大事だと思っておりま

して、有益な働きは計り知れない、そのための総合的な研究をやはり国としてやつていくべきではないかと。将来的には国際標準化も含めて、いかに勝つかといふことも含めて考えていかなければいけないといふことで、そういう総合的な研究については厚生労働省を中心にして是非対応を考えています。

○水野賢一君 水質汚濁防止法違反、いろいろあります。よろしくお願いします。

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のよう

に、基準遵守義務等を遵守していたとしてもこの無過失責任の規定は適用される、このことに変更ございません。

この場合でも、当然事業者には無過失責任のことは当然掛かってきますよね。この部分は変わりませんよね。

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のよう

に、基準遵守義務等を遵守していたとしてもこの無過失責任の規定は適用される、このことに変更ございません。

この場合でも、当然事業者には無過失責任のことは当然掛かってきますよね。この部分は変わりませんよね。

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のよう

に、基準遵守義務等を遵守していたとしてもこの無過失責任の規定は適用される、このことに変更ございません。

○水野賢一君 水質汚濁防止法違反、いろいろあります。よろしくお願いします。

○政府参考人(関莊一郎君) 平成二十一年度の排水基準違反件数は六件でございまして、過去に遡りますと、直近十年では年間三件から十四件といふことがあります。

○水野賢一君 二〇〇五年には、千葉市にあるJFEの製鉄所が高アルカリ水とかシアン化合物なんかを東京湾に流していたということで、これが発覚して大問題に当たったんですけど、このときに法人としてのJFEとか若しくはその担当責任者、刑事責任としてどういうようなものが問われたでしようか。

○政府参考人(関莊一郎君) JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区の水質管理担当者四名と法人としての同社が、二〇〇五年十月に海上保安庁により書類送検され、そのうち三名が略式起訴されています。

○水野賢一君 確かに未然に対策を取るというのも、これもこれで費用は掛かるかもしれないけれども、しかし、一旦事が起きてしまった後に対策を取るよりはずっと安く済むというようなこともありますから、だからこそ、経済的に見てもこういった未然対策をするということは大切ですから、私たちみんなの党もこの法案には、必要な改正だと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 法人は起訴猶予となりまして、簡易裁判所において、同社の社員二名に対して罰金三十万、一名

以上です。

その上で、ちょっと何点か確認をしておきたいと思いますが、この水質汚濁防止法という法律は十九条などで無過失責任を定めているんですね。今回の改正後、例えばこの改正で構造などに関する基準遵守義務、こうしたものが出でくるわけですね。場合でも、それでもタンクから漏れてしまうとようけれども、こうしたものを義務を守つてしまふことがありますよね、義務は守つてきたけれども定期検査もしっかりと受けているというよう

ことがあります。この場合でも、当然事業者には無過失責任のことは当然掛かってきますよね。この部分は変わりませんよね。

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のよう

に、基準遵守義務等を遵守していたとしてもこの無過失責任の規定は適用される、このことに変更ございません。

この場合でも、当然事業者には無過失責任のことは当然掛かってきますよね。この部分は変わりませんよね。

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のよう

に、基準遵守義務等を遵守していたとしてもこの無過失責任の規定は適用される、このことに変更ございません。

○水野賢一君 水質汚濁防止法違反、いろいろあります。よろしくお願いします。

○政府参考人(関莊一郎君) 平成二十一年度の排水基準違反件数は六件でございまして、過去に遡りますと、直近十年では年間三件から十四件といふことがあります。

○水野賢一君 二〇〇五年には、千葉市にあるJFEの製鉄所が高アルカリ水とかシアン化合物なんかを東京湾に流していたということで、これが発覚して大問題に当たったんですけど、このときに法人としてのJFEとか若しくはその担当責任者、刑事責任としてどういうようなものが問われたでしようか。

○政府参考人(関莊一郎君) JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区の水質管理担当者四名と法人としての同社が、二〇〇五年十月に海上保安庁により書類送検され、そのうち三名が略式起訴されています。

○水野賢一君 確かに未然に対策を取るというのも、これもこれで費用は掛かるかもしれないけれども、しかし、一旦事が起きてしまった後に対策を取るよりはずっと安く済むというようなこともありますから、だからこそ、経済的に見てもこういった未然対策をするということは大切ですから、私たちみんなの党もこの法案には、必要な改正だと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 法人は起訴猶予となりまして、簡易裁判所において、同社の社員二名に対して罰金三十万、一名

以上です。

その上で、ちょっと何点か確認をしておきたいと思いますが、この水質汚濁防止法という法律は十九条などで無過失責任を定めているんですね。今回の改正後、例えばこの改正で構造などに関する基準遵守義務、こうしたものが出でくるわけですね。場合でも、それでもタンクから漏れてしまふことがあります。この場合でも、当然事業者には無過失責任のことは当然掛かってきますよね。この部分は変わりませんよね。

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のよう

に、基準遵守義務等を遵守していたとしてもこの無過失責任の規定は適用される、このことに変更ございません。

○水野賢一君 水質汚濁防止法違反、いろいろあります。よろしくお願いします。

○政府参考人(関莊一郎君) 平成二十一年度の排水基準違反件数は六件でございまして、過去に遡りますと、直近十年では年間三件から十四件といふことがあります。

○水野賢一君 二〇〇五年には、千葉市にあるJFEの製鉄所が高アルカリ水とかシアン化合物なんかを東京湾に流していたということで、これが発覚して大問題に当たったんですけど、このときに法人としてのJFEとか若しくはその担当責任者、刑事責任としてどういうようなものが問われたでしようか。

○政府参考人(関莊一郎君) JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区の水質管理担当者四名と法人としての同社が、二〇〇五年十月に海上保安庁により書類送検され、そのうち三名が略式起訴されています。

○水野賢一君 確かに未然に対策を取るというのも、これもこれで費用は掛かるかもしれないけれども、しかし、一旦事が起きてしまった後に対策を取るよりはずっと安く済むというようなこともありますから、だからこそ、経済的に見てもこういった未然対策をするということは大切ですから、私たちみんなの党もこの法案には、必要な改正だと思います。

○政府参考人(関莊一郎君) 法人は起訴猶予となりまして、簡易裁判所において、同社の社員二名に対して罰金三十万、一名

以上です。

に罰金二十万の判決が出ておりまして、確定しております。

○水野賢一君 私も千葉県選出でありますし、もちろんこれは当然許されざる事件だったわけですけれども、このとき問題になつたことの一つといふのは、そういう違法な排水を海に流していたということと、もう一つデータの改ざんがあつたんですね。

刻な問題なわけですが、こうしたデータ改ざんなどは二度とあってはならないわけですけれども、こうした部分について環境省としてその後何か対策を取りましたでしょうか。

施行をしたわけでありまして、この法にのつとりまして、記録の改ざん等の防止など法の適正な施行に努めてまいりたいと、このようく考えて行なうところでございます。

○水野賢一君　これで改正して未記録　虚偽記載に罰則が新設されたということ、そのこと自体は方向性としては結構だと思うんですけども、罰則というのはどのぐらいなんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君)　水質汚濁防止法の対象となる特定施設については排水の測定義務が課されておりまして、当該施設において測定結果の記録をせず、又は虚偽の記録をし保存をしなかつた者に対して三十万円以下の罰金が科されることになつてゐるところでございます。

○水野賢一君 これ、三十万円以下の罰金というのには極めて、極めて軽過ぎるというふうに思うんですね。  
例えば我々政治家は、これはちょっと比べるの

が適當かどうか分かりませんけれども、例えば政  
治資金規正法で收支報告出しますよね。虚偽記載

とかの場合、まあどこかの政党の元代表とかもこ  
れはいろいろ今問われて問題になつてゐるのかも  
しませんけれども、政局的なことを言うつもり  
はありませんけれども、政治資金規正法の報告書  
の虚偽記載というのは五年以下の禁錮ですよ、こ  
れ。一方で、例えば会計帳簿への未記載の場合、  
これ三年以下の禁錮なんですよ。

例えば、こういう政治資金規正法の、もちろんこれは違法というのは民主主義とかそういうようなことに、透明性に対して非常に大きい問題があるということであつても、一方、この水質汚濁防止法の問題というのは国民の健康にかかわることですから、何でこっちが三年とか五年以下の禁錮という重い刑なのに対し、これ三十万円以下の罰金、軽過ぎるというふうに思いませんか。

**○大臣政務官(樋高剛君)** 罰則の量刑につきましては、水質汚濁防止法の既存の同様の規定を踏まえた上で定めたものでございます。つまり、改正法が施行される平成二十三年四月の直前におきま

しては、自ら虚偽記載を公表した企業もございまして、罰則を設けること 자체に、量刑にかかわらず罰則を設けること 자체にまずは一定の抑止効果があつたものと、このように考えているところで

○水野賢一君　いや、それは今まで全くなかつたところに比べれば、その一定の抑止効果がそれは出てきたんだしようけれども、それを言うと、大体環境の法体系全体の、例えばこういう報告義務があるとかいうものに対する虚偽記載とかのことが全体として軽過ぎると思うんですね。

例えば、CO<sub>2</sub>の排出量なんかは温暖化対策推進法に基づいて届出の義務がありますし、化学物質の排出量なんかはPRTTR法に基づいて届出義

務がありますけれども、こうしたものを一個一個ここで議論をするつもりはありませんけれども、全体として軽過ぎるところがあるから、それに比べれば今回の水質汚濁法の部分も合っているのか

もしませんけれども、さつき申し上げたように、例えば政治資金規正法とかに比べて明らか

に、こつちは三年とか五年の禁錮ですからね。これは大臣、通告はありませんけど、ちょっと問題意識として、聞いていてどういうふうに思いましたか。

自分自身思つておりますし、政治資金規正法のことにつきましてはいろんな改善点があるというふうに私は今でもいろんなことで言つております。○水野賢一君 政治資金規正法はいろいろ議論のあるところでしようし、政治家みんないろんな思いを持つてゐると思いますが、そちらはここの中の議題ではありませんので、環境に対してのこの届出などに対する虚偽記載や未記載などに対することが全体として軽過ぎるという問題意識を伺えることができたのでよかったです。

東京湾では、これは水質汚濁防止法に基づいてCO<sub>2</sub>とか窒素とか燐の総量規制が行われていますよね。この目標値、達成されているんでしようか。

政府参考人(関莊一郎君) 水質汚濁規制は昭和五十三年度の制度導入以来六次にわたりましてCODについて、平成十一年からは窒素、燐について導入してございます。

平成十六年度を目標年度とする第五次の総量規制におきましては全ての項目で目標を達成しております。現在七次の、二十一年度を目標とした七次の総量規制におきましては最終実績というのを取りまとめはございますけれども、着実に排水量は減少しております。目標を達成する見込

みであると考えております。

も、一方で東京湾の、今のCODとか窒素とか  
燐、生活環境項目の環境基準というのは依然とし

○副大臣(近藤昭一君) 水野委員御指摘のことでは、規制そのものがちよつと緩いんじないかというような見方もできると思いますが、どうでしょうか。

荷を削減するだけではなく、過去の汚濁物質が海底に蓄積している、この影響が大きいということです。非常に長期間にわたる取組が必要であります。また、そうした海底に蓄積していることの影響により環境基準達成率が低いのではないかとうふうに考えております。ただ、そういう中でもしっかりと着実に進めていくためには、この目標値については実現可能な限度で設定しているところであります。

ただ、いすれにせよ、東京湾においての水環境改善を進めることは当然重要でありますので、今年三月に第七次水質総量削減に係る総量規制基準

の改定告示を発出したところであります。引き続き着実に水環境を改善するために取り組んでまいります。

そういう部分が非常に安易な目標値にならないよう、そこら辺は気を付けていただきたいというふうに、とを要望したいというふうに思います。  
いや、湖沼の話、湖とか沼ですね。湖沼の水質保全についての法律、湖沼水質保全特別措置法、これにも総量規制の制度がありますけど、過去に発動された例はありますでしょうか。

いました。湖沼につきましては、湖沼法に基づき、指定湖沼について都道府県知事がその総量削減に関する計画を定めることができるということになつてご

ざいますけれども、これまでに同計画を定めた湖沼はございません。

○水野賢一君 湖沼水質保全特別措置法では全国

十一の湖沼を指定しているわけですが、例

えば印旛沼とか手賀沼とか琵琶湖とか霞ヶ浦と

か、そういうところはもう一九八五年に指定され

ているんですね。

だから、それから二十数年間たつてもなかなか劇的な改善というのは見られない、水質の状況が、という中で、この発動といふのは検討はしないよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(樋高剛君) お答えさせていただきたいと思います。

湖沼水質保全特別措置法の総量規制の制度につきましてありますけれども、これは府やあるいは県が実施主体となつて湖沼を指定をするものでございます。各府県におきましては、条例などによる独自の規制強化なども行われてきておりまし

て、また一方で、湖沼の周囲には農地が多い状況なども見られ、これまで各府県から総量規制の制度についての申出がなかつたものと考えていて、こ

ころであります。今後、府県において施策の検討により総量規制制度の申出があつた場合には環境省として適切にしつかりと対応をしてまいりたいと、このように考へています。

○水野賢一君 確かに、湖沼の汚染というのは多くの場合、特定の何かの、工場からの排水が原因というだけじゃなくて、いわゆる面源負荷とか自然系とかと言われるものとかも多くあるわけですから、総量規制がどこまで適用するかというのはいろいろ議論のあるところだと思いますが、なかなか劇的な改善が見られていないという現実もありますから、そうしたことにも柔軟に考えていただければと思います。

湖沼水質保全特別措置法は一九八四年に制定さ

れて、さつき申し上げたように、余り、ところが効果がないということで二〇〇五年に改正が行われて、そのとき、今申し上げたような面源負荷な

んかに対応するためにも流出水対策地区という制度をつくつたりとか、アシとかヨシとかを保全す

るとかということで湖辺環境保護地区という物

も指定できるようになつたんですね。五つのうち二

つは千葉県内で、印旛沼と手賀沼なんですが、特

も、これらの指定の例といふのはどのくらいある

んでしようか。

○政府参考人(関莊一郎君) 流出水対策地区の指

定に係る規定は二〇〇五年の改正で設けられたと

ころでございますけれども、これまでに十一の指

定湖沼全てにおきましてこの地区が指定されてお

りまして、箇所数は十二地区になつております。

一方、ヨシ、アシ等の水質浄化機能を確保する

ための湖辺環境保護地区につきましては、検討は

されておりますけれども、地元地権者の理解の醸成などの協議に比較的手間取つております。

念ながら現在まで指定された地区はございま

ん。

○水野賢一君 湖辺環境保護地区については、制

度はあるけれども空振りになつてゐるということ

でしようけれども、制度をつくるときの趣旨からすれば有効に活用するように留意してもらいたい

と思ひます。

これ、水質汚濁防止法の特定事業場といふのは

全國に二十七万ぐらいあると思いますが、湖沼の

話の中で印旛沼とか手賀沼の流域にはどのくらい

ありますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 御指摘のとおり、全

国で二十七万の特定事業場というのがござります

けれども、残念ながら流域別にこの個数というの

は集計しておりません。

ただ一方で、湖沼法におきまして、五十立方メートル以上の排水を出す湖沼特定事業場といふ概念がございまして、こちらの方は集計してござ

いまして、全国では千九百九十二、このうち印

旛沼流域におきましては百七十六、全国の八・

八%、手賀沼流域におきましては百五、同じく五・三%が存在しているところでございます。

○水野賢一君 私も千葉県選出なんですが、千葉

県は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼

というのは全国で十一なんだけれども、一番最初に指定されたのは五つなんですね。五つのうち二

つが千葉県内で、印旛沼と手賀沼なんですが、特

に私は印旛沼流域のところに住んでいますので、

そのことについて伺いたいと思います。

というのは、印旛沼の水質というのは、これは

飲料水にも使われていますから、指定湖沼は全部

飲料水だというわけじゃなくて、工業用水だけと

か農業用水だけとかいろんなのがあるのに對し

て、印旛沼は飲料水にも使われているという大き

い特徴があるので、その水質についてとりわけ伺

いたいと思いますが。

大臣に伺いますが、印旛沼の汚濁、普通、汚濁

の場合、CODの値で測られますけれども、そ

は、今おっしゃるよう、飲料水、農業用水、工

業用水といふこともあり、また住民の憩いの場と

して今大変重要な湖沼だと思いますけれども、一

方で、水質の環境基準がかなり悪くなつてゐる

こともあります。

第五期の湖沼

水質保全計画に基づいて、水質の改善に向けて下

水道の整備、合併処理浄化槽の水質保全事業の促進等、各種取組を今進めてきているところであります。

今後とも、こうした各種取組について関係省庁

と連携をして総合的に推進していくことにより、

印旛沼の一層の水質の改善を図つていただきたいといふふうに思つております。

○水野賢一君 指定湖沼というのは都道府県から

の申出によるんでしようけれども、最終的にこれ

は国が、大臣が指定をするわけですから、つまり

ここは、一般的にももちろん全国の湖沼も水質を改

善しなきやいけないというのは当然ですが、指定

湖沼というのは特にここは改善しなきやいけない

ということで指定しているわけですから、そういう

う意味では、大臣のしつかりとした取組を期待をして、そのことを強く要望しながら、質問を終わ

りたいと思います。

○市田忠義君 今回の法改正では、貯蔵タンク、ガソリンスタンドなどが〇五年の消防法改正で厳しく規制されているという理由から、水濁法の規制対象外となっています。

漏えいの原因が特定されている二百五十二件の事例のうち、ガソリンスタンドなどの貯油施設などからの地下水汚染の事例は何件ありますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 汚染原因行為等の終了時期が平成元年度以降のものの二百五十二件のうち、原因等を調査した結果、特定施設以外の施設に係るものと特定又は推定されたものが八十四件、三三%ござります。一方、その施設以外に係るものと推定されたものが十件、四%ございました。特定施設以外の施設に係るものと特定又は推定された八十四件のうち、ガソリンスタンドは四十九件ござります。

大臣に伺いますが、印旛沼の汚濁、普通、汚濁

の場合、CODの値で測られますけれども、そ

は、今おっしゃるよう、飲料水、農業用水、工

業用水といふこともあり、また住民の憩いの場と

して今大変重要な湖沼だと思いますけれども、一

方で、水質の環境基準がかなり悪くなつてゐる

こともあります。

第五期の湖沼

水質保全計画に基づいて、水質の改善に向けて下

水道の整備、合併処理浄化槽の水質保全事業の促進等、各種取組を今進めてきているところであります。

今後とも、こうした各種取組について関係省庁

と連携をして総合的に推進していくことにより、

印旛沼の一層の水質の改善を図つていただきたいといふふうに思つております。

○水野賢一君 指定湖沼というのは都道府県から

の申出によるんでしようけれども、最終的にこれ

は国が、大臣が指定をするわけですから、つまり

ここは、一般的にももちろん全国の湖沼も水質を改

善しなきやいけないというのは当然ですが、指定

湖沼というのは特にここは改善しなきやいけない

ということで指定しているわけですから、そういう

う意味では、大臣のしつかりとした取組を期待をして、そのことを強く要望しながら、質問を終わ

りたいと思います。

○市田忠義君 今回の法改正では、貯蔵タンク、ガソリンスタンドなどが〇五年の消防法改正で厳しく規制されているという理由から、水濁法の規制対象外となっています。

漏えいの原因が特定されている二百五十二件の事例のうち、ガソリンスタンドなどの貯油施設などからの地下水汚染の事例は何件ありますか。

○政府参考人(関莊一郎君) 汚染原因行為等の終了時期が平成元年度以降のものの二百五十二件のうち、原因等を調査した結果、特定施設以外の施設に係るものと特定又は推定された八十四件のうち、ガソリンスタンドは四十九件ござります。

大臣に伺いますが、印旛沼の汚濁、普通、汚濁

の場合、CODの値で測られますけれども、そ

○政府参考人(関莊一郎君) 平成元年度以降に汚染が生じたと、平成元年度以降も操業していたということは確認しておりますけれども、委員御指摘のような詳細な状況については把握しております。

○市田忠義君

都道府県アンケートをこれはやつているぐらいで把握していないと、今御答弁があつたとおりだと思いますが、新日本石油ではガソリンスタンド廃止後の跡地を自主調査をして、ベンゼン等の有害物質を検出して浄化対策をやっていますが、既存のガソリンスタンドの大多数が○五年の消防法改正前の施設、まあ中には廃止後に有害物質が検出されるというケースもあります。

今回の規制対象からガソリンスタンドなどを除除されていますが、古い施設は倒産などで十分に廃止手続が取られない場合があります。何らかの法規制や石油元売の責任などを図る必要があると思いますが、これはまあ政治的な判断だと思いまして、大臣、いかがですか。

○大臣政務官(樋高剛君)

今回の法改正におきましては、ガソリンスタンドにつきましては今回の法改正による措置の対象にはならないということをございます。

ガソリンスタンドについてでありますけれども、中央環境審議会で審議をさせていただいた結果などありますが、消防法という法律がございまますけれども、この消防法で施設の構造や定期的な点検などについて、今回の法改正で措置をしようとしていることと同等以上の規制が既に措置されていることを踏まえて対象にしないことさせていただいたことを御報告させていただきたいと思います。

○市田忠義君

いや、全然、それ答弁になつていませんですよ。

その規制の対象から外されたというのは知つてゐるんですよ。消防法できちんとやられている。それでもいろんな事態が生じているじゃないかと、何らかの法規制や石油元売責任などを図る必

要はないのかと、そういう検討は一切するつもりはないのかと聞いています。

○政府参考人(関莊一郎君)

現行の水質汚濁防止法におきましても、平成八年の改正で、地下水汚染が生じましたときにはその原因者等に対して浄化措置命令を発することができるということになります。

○市田忠義君

じゃ、もう十分だということです

○政府参考人(関莊一郎君)

制度的には浄化の義務等々について措置されているというふうに考えてございます。

○市田忠義君

審議会でもガソリンスタンドを除外してしまった問題についていろいろ議論になつたわけ

○市田忠義君

もといという意見だつたんですか。

○政府参考人(関莊一郎君)

今回、審議会で御検討いたしましたのは、今後新たに起こる可能性のある地下水汚染を未然防止する措置について、

○市田忠義君

消防法におきまして既に審議会で検討して、想定しました措置がとられているということから、新たに二重に措置する必要がないというのが審議会の結論でございました。

○市田忠義君

それは分かつてているんですよ。一切のそういう議論はなかつたのかと聞いたんで

す。もういいです。

○政府参考人(関莊一郎君)

次に、水質汚濁防止法と土壤汚染対策法との連携の問題についてお聞きします。

○市田忠義君

配付資料二をお見いただきたいんですが、この資料は、大阪ガスが二〇〇一年から二〇〇四年にかけて工場跡地の土壤・地下水汚染状況の自主調査結果を公表したものであります。この資料で明らかなことは、西島工場のように、遅くとも一九九四年には操業終わっている。土地の用途変更までは拡散防止やモニタリングで済ませているということが挙げられています。

○市田忠義君

いや、全然、それ答弁になつていませんですよ。

その規制の対象から外されたというのは知つてゐるんですよ。消防法できちんとやられている。それでもいろんな事態が生じているじゃないかと、何らかの法規制や石油元売責任などを図る必

要はないのかと、そういう検討は一切するつもりはないのかと聞いています。

○政府参考人(関莊一郎君)

把握しておられるんでしょうか。

○政府参考人(関莊一郎君)

ガス供給業に限らず一般的に土壤汚染がどういうふうに起きているか

等について、地方自治体から適宜報告を受けてい

るところでございます。

○市田忠義君

ガス供給業のガス液分離施設あるいはガス冷却洗浄施設、これは水濁法の特定施設になつているが、これ実態を把握しているんですか。

○市田忠義君

じや、もう十分だということです

○政府参考人(関莊一郎君)

制度的には浄化の義務等々について措置されているというふうに理解しております。

○市田忠義君

水濁法の特定施設につきましては、それで私どもはその施行状況調査を通じて全国にどうい

う実態になつているかを把握してございます。

○市田忠義君

もといという意見だつたんですか。

○政府参考人(関莊一郎君)

今回、審議会で御検討いたしましたのは、今後新たに起こる可能性のある地下水汚染を未然防止する措置について、

○市田忠義君

消防法におきまして既に審議会で検討して、想定しました措置がとられているということから、新

たに二重に措置する必要がないというのが審議会の結論でございました。

○市田忠義君

それは分かつてているんですよ。一切のそういう議論はなかつたのかと聞いたんで

す。もういいです。

○政府参考人(関莊一郎君)

次に、水質汚濁防止法と土壤汚染対策法との連携の問題についてお聞きします。

○市田忠義君

配付資料二をお見いただきたいんですが、この資料は、大阪ガスが二〇〇一年から二〇〇四年にかけて工場跡地の土壤・地下水汚染状況の自主調査結果を公表したものであります。この資料で明らかなことは、西島工場のように、遅くとも一九九四年には操業終わっている。土地の用途変更までは拡散防止やモニタリングで済ませているということが挙げられています。

○市田忠義君

いや、全然、それ答弁になつていませんですよ。

その規制の対象から外されたというのは知つてゐるんですよ。消防法できちんとやられている。それでもいろんな事態が生じているじゃないかと、何らかの法規制や石油元売責任などを図る必

要はないのかと、そういう検討は一切するつもりはないのかと聞いています。

○政府参考人(関莊一郎君)

取り上げたいと思うんですが、昨年末に大阪ガスの彦根工場の跡地の土壤・地下水から不適合のシアノ化合物が検出をされました。この用地は、一九一三年から一九六三年まで石炭を原料とした都市ガスを製造していました。それが二〇〇九年からの自主調査で検出されたもので、幸い敷地外への拡散はないとされています。

問題は、八八年に操業をやめてから検出されるまで二十年以上放置されたと。この問題は、さきに私、当委員会で、東京ガスの豊洲工場跡地のような土壤・地下汚染が全國で起こっているうちの一つの事例だというふうに思うんですけども、さきの委員会でも取り上げましたが。

そこで、特定有害物質使用施設の廃止後に地下

浸透が放置されないよう、事業所に廃止後の報告、点検などを義務付ける措置を盛り込む必要があると思うんですが、この辺はいかがですか。

○政府参考人(関莊一郎君)

一昨年の土壤汚染対策法の改正は、まさに委員御指摘のように、もう既に土壤汚染対策法が立法される以前に水濁法で廃止されましたときには、当然のことながらその時点での調査義務というのは掛かりませんで、そつとうものについて土地改変を行つたときに調査義務を掛けるという一昨年の改正を行つていただきまして、それに沿つて問題がかなり解決する方向に向かつているというふうに理解しております。

○市田忠義君

かなりではありませんで、未だ問題はたしか議論になつたはずですし、今回の改正までには至らなかつた、法改正までは至らなかつたんですけども、たしか引き続き検討課題となつてはいたはずですね。

これは、引き続き検討されるということでいいですか。

○政府参考人(関莊一郎君)

未然防止につきましては、三千平方メー

トル以上の土地改変の時にも同様の調査の発動と

害物質の使用特定施設を廃止した際に調査をやらなければならぬということになつております。

○政府参考人(関莊一郎君)

現在の土壤汚染対策法においても、それに加えまして、三千平方メー

トル以上の土地改変の時にも同様の調査の発動と

害物質の使用特定施設を廃止した際に調査をやらなければならぬということになつております。

○政府参考人(関莊一郎君)

未然防止につきましては、三千平方メー

トル以上の土地改変の時にも同様の調査の発動と

害物質の使用特定施設を廃止した際に調査をやらなければならぬということになつております。

○政府参考人(関莊一郎君)

未然防止につきましては、三千平方メー

トル以上の土地改変の時にも同様の調査の発動と

害物質の使用特定施設を廃止した際に調査をやらなければならぬということになつております。

○政府参考人(関莊一郎君)

未然防止につきましては、三千平方メー

トル以上の土地改変の時にも同様の調査の発動と

害物質の使用特定施設を廃止した際に調査をやらなければならぬということになつております。

○政府参考人(関莊一郎君)

未然防止につきましては、三千平方メー

トル以上の土地改変の時にも同様の調査の発動と

害物質の使用特定施設を廃止した際に調査をやらなければならぬということになつております。

○市田忠義君 引き続き検討するということをおつしやいましたので、そこを確認しておきたいと思います。

次に、法改正の実効性を高める問題についてお聞きしたいと思います。

まず、今回の法改正は、新設に伴う特定施設の届出だけではなくて既設の、一万四千事業所の特定施設等に基準遵守や定期点検等を義務付けるとすることになります。三年間の猶予期間がありますが、とりわけ小規模事業場の負担、重くなるおそれがあります。構造等の基準に合わせた施設の変更、定期的な点検に基づく記録の保存というのは一定の負担を伴うことになります。地方自治体の条例でも、ほとんどの条例では新設の許可申請で審査が行われていて、既設の事業所では新たな施設の設置の申請の際に指導しているところが多い。

これは大臣にお聞きしたいんですが、小規模事業者に過度の負担を課さないように配慮が必要だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○國務大臣(松本龍君) 私も国会に来る前は中小企業に勤めておりましたし、こういった関連の方々からも様々な意見をお聞きをしました。そして、今のは大変重要な御指摘だというふうに思っております。

今言われましたように、より負担の大きい基準遵守義務については三年間の猶予期間を設けることとしておりまし、構造等に関する基準の具体的な内容につきましては今後とも関係業界を含めた検討の場を設け、検討をしていくこととしております。既存施設における実施可能性にも配慮して検討していくこととしております。

施設の改築や改造を行うための資金の確保につきましては、日本政策金融公庫において既に環境対策に必要な資金に対する長期低利の融資を行っております。また水質汚濁防止の取組を行っておりまし、中小企業はこの制度を活用していくこともできると考えておりますし、環境省としても、中小規模の事業者が対応できるよう分かりやすいマニフェ

アルを作成をすることによって措置の内容のこれの周知徹底を図っていただきたいと思います。

こうした取組を通じて、中小事業者の取組に配慮しつつ、改正法の実効性をまた更に高めてまいりたいというふうに思っております。

○市田忠義君 小規模事業者も適用対象となることは私必要だと思うんですけども、やっぱり二

十人以下の小規模事業者が四百万事業所のうち八七%を占めているわけで、小規模な事業所の実行可能性を高めるためにも、小規模事業者の負担に是非とも配慮をする必要があるということは是非これは御検討いただきたいと。

川崎市の条例での構造基準の施行は九八年の四月からとなっているんですが、猶予期間や小規模事業所の問題もあって、施行以前からの既設の事業所は対象となつていません。川崎市から聞いた話では、条例に基づく許可申請時に構造基準に適合しているかどうか審査を行う。立入検査で適合状況を確認して必要な措置を行っていると、また、既設の事業所で新たな施設の申請時に指導を行っているわけですが、実施状況の集計等は行っていないと。しかし、非意図的な事故などによる地下水浸透等の防止の効果が図られているというふうに川崎市からお聞きしました。

法案では、新設だけではなくて、三年間の猶予期間を設けて既設へも適用することになつていて

と。川崎市の状況を見ると、既設の事業所への徹底は大変厳しいと。これは必要なんですかけれども、大変な厳しさがあると思うんですが、この点はどういうふうに認識されているでしょう。

○政府参考人(関莊一郎君) 中央環境審議会におきましても、各条例、川崎市も含めまして条例の状況等も参考にしながら議論を進めました。

ただ、地下水汚染の未然防止を図るという観点からは新設のみでは不十分であります。既設についても手当をすべきということでございまして、中小企業の団体等からも現場に来ていただきまして御意見も伺いましたところ、むしろ未然防

止に若干の投資をすることが最終的に汚染を起こ

してしまった後の莫大なコストに比べて未然防止の方がはるかに優れているということで、団体の方の意見も最終的には是非こういうことで一律に進めていただきたいということでありましたので、そういう声も考慮いたしまして、今回の結論となつたものでございます。

○市田忠義君 それは前向きでいいことだと思います。問題は、今回の法改正で水濁法の届出義務が課せられることになつたこの届出を審査する地方自治体の体制ですね。これは十分なんですか。

○政府参考人(関莊一郎君) 先ほどの中央環境審議会の小委員会には、地方公共団体の代表の方数名にも加わつていただきまして、その点についても御議論いただきました。結論といたしまして、

○市田忠義君 実態つかんでおられますか。どちらい人数が要るか。その辺はどうですか。

○政府参考人(関莊一郎君)

行政改革の中、地方公共団体の環境部門の職員数につきましては年々減少しているという実態はつかんでおりませんけれども、現体制において新たな措置について大丈夫であるということを自治体の方から併せて伺つておられるところでございました。

○市田忠義君 大変甘い実態把握だと思うんで

す。

例えば、川崎市では、有害物質を使用する事業所数、これは百十八か所、これを含めた総特定事業場が六百二十七か所あります。年間の届出審査件数は二百八十四件、立入検査四百十七件を水質関係職員何名で行つているか。これ十四名で行つてます。既存施設における実施可能性にも配慮して検討していくこととしております。

○政府参考人(関莊一郎君) 中央環境審議会におきましても、各条例、川崎市も含めまして条例の状況等も参考にしながら議論を進めました。

ただ、地下水汚染の未然防止を図るという観点からは新設のみでは不十分であります。既設についても手当をすべきということでございまして、中小企業の団体等からも現場に来ていただきまして御意見も伺いましたところ、むしろ未然防

止に若干の投資をすることが最終的に汚染を起こ

すが、その点は、これは大臣の政治決断でしょう、いかがですか。

○國務大臣(松本龍君) 今御指摘の中小企業の問題とか自治体への取組等々につきまして、これがやらもしっかりと努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○市田忠義君 極めて一般的な答弁で、もっと積極的にやっぱり立場を示さないと、こういう法律の改正だけやつても、その実効性を担保させようと思えばやっぱり体制も必要であるわけで、今いろいろな公務員減らしもやられている中で貴重な仕事をやつていると。今度の東日本大震災の中でも誰が頑張つておるかと。もう自衛隊員の皆さんも関係行政機関も、まさに公務員が必死になつて頑張つておるわけでしょう。

そういうときに、やっぱりこういうところで国がきちんととした財政支援も含めてやらなかつたら、幾ら法律の改正やつても、法律の改正自身は我々賛成ですし、いいことだと思うんですが、しかし、それをやっぱり担保する実効性を持たせるとということがないと生きたものにならないじゃないかと。

その辺りは、改正したらそれでおしまいというふうにしないで、しっかり環境省が目配りをして対応すべきだということを指摘して、終わります。

○亀井垂紀子君 国民新党、亀井でございます。今日は、まず、水質汚濁の際の責任の所在について確認させていただきます。

水質汚濁防止法では無過失責任を規定しておりますので、原因となつた事業者等が特定できた場合、故意又は過失がなくとも賠償責任を負うと理解しておりますけれども、この点 よろしいで

しょうか。

○政府参考人(関莊一郎君) 水質汚濁防止法第十九条におきまして、事業活動に伴う有害物質の排

出等により人の生命等を害した場合には、故意又は過失がない場合でありますけれども、その事業者は生じた損害の賠償の責任を有しているというふう

にされておるところでござります。

○亀井亞紀子君 それでは、放射性物質による水質汚濁の責任の所在についてお伺いいたします。

水質汚濁防止法と同様に放射性物質による水質汚濁の責任についても、原因となつた事業者等が特定できた場合、故意又は過失がなくても賠償責任を負うと考えられますか。いかがでしようか。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げま

す。放射性物質による水質汚濁により損害が生じた場合の御指摘だと思いますが、今回の東京電力の福島原子力発電所における事故のように、その事故により生じた損害につきましては、事故との相当因果関係が認められるものについては原子力損害賠償法に基づき損害賠償の対象となります。この損害賠償責任については、この原子力損害賠償法におきましては事故を起こした原子力事業者に無過失の賠償責任を課しております。また、その責任を全て原子力事業者に集中するという規定も設けておりまして、先生お話しのように、故意又は過失の有無にかかわらず、当該事故を起こした事業者が原子力損害の賠償責任を負うという規定になつてございました。

○亀井亞紀子君 規定、明確に御答弁いただき、ありがとうございました。地下水は汚染されないにこしたことではないのですが、現実問題として、福島原発の一号機から三号機までが全てマルトダウンしていたと東電から発表がありました。そして、水を循環させることによる冷却システムが今確立できない中で、上から水を掛けて冷却しているわけですから大量の汚染水が発生し続けている。この汚染水をどこに持っていくかというのが日々もう深刻な問題になつております。

ですので、私が非常に心配しているのは、メルトダウンを起こし、格納容器も損傷していて、汚染水も大量にある。これが地下水脈に時間を掛け入つていいか知らないだろうか。その可能性が専門家からも指摘されておりますので、早急に遮断をす

る必要があると思います。

先日、この東電の計画、工程表の見直しが発表されましたけれども、この地下水脈との遮断につ

いての工法の検討を今後六か月かけて行うことのことだったんですねけれども、これではとても間に合いませんので、とにかく汚染水が入り込みそうなところは急いで遮断していただきますように、防災担当である松本大臣には強く要望をいたします。

次に、不法投棄についてお伺いいたします。

今回の水質汚濁防止法の改正は、事業者等に

対する規制の追加ですけれども、一方、地下水の汚染については産業廃棄物の不法投棄を取り締ま

る必要があります。

不法投棄の件数、また増減、対策、また対策を

実施する上で課題について環境省にお伺いいたしました。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、地

下水汚染の防止のためにも不法投棄の未然防止を

図る、これは非常に重要な課題だと考えておりま

す。

環境省が毎年度実施しております不法投棄等の

実態調査によりますと、平成元年度から平成十三

年度にかけては、不法投棄の件数は年間千件を超えておりました。その後減少しており、平成二十

十九件となつてゐるところでございます。

環境省では、不法投棄対策のため、廃棄物処理

法の累次の改正を行つてきたところでございま

す。

その主な内容は、産業廃棄物管理制度などの

排出事業者責任の強化、産業廃棄物処理業の許可

要件の強化、罰則の大幅な強化などございま

す。また、昨年度の廃棄物処理法の改正におきま

た適正処理のための対策を講じてきたところでござります。

ささらに、地方公共団体におきまして

も、廃棄物処理行政に携わる職員数を増加させる

など、監視及び取締りの体制の強化を図つてきました。

近年における不法投棄件数の減少は、これらの

国、地方公共団体における様々な対策の効果が現

れてきたものと考えておりますが、まだ年間三百

件近くの不法投棄が確認されると、こういう

状況でございます。環境省としても、今後も引き

続き都道府県等と連携しながら不法投棄対策の強

化に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考

えております。

○亀井亞紀子君 それでは、富士山麓の不法投棄についてお伺いいたします。

小笠原諸島は世界自然遺産に登録されることが

ほぼ確実となつておりますけれども、一方、日本

一の山、富士山について世界遺産候補地とならな

いのは、その障害はごみ問題であると聞いたこと

があります。富士山麓での不法投棄は時々報道も

されています。

一方、富士山のミネラルウォーターというのも

何社から販売をされておりまして、貴重な水源

でもあると思いますけれども、富士山麓の不法投

棄の状況、それから対策、また富士山を世界遺産

にしたいという希望が今政府にまだあるのかどう

か、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(関裕行君) お答え申し上げます。

富士山につきましては、文化遺産として世界遺

産への登録を目指したいというふうに考えておる

ところでございます。

若干御説明をさせていただきますと、富士山に

つきましては、世界的に著名な名山でございま

して、我が国の信仰あるいは芸術文化の諸活動に関

連する景観として大変高い価値を持っているとい

うふうに考えておるところでございます。このた

め、既に、平成十九年の一月でござりますけれども

、暫定一覧表、これは将来の世界遺産の候補を

一覧表にしたものでございまして、最終的にユネ

スコが作成しておるものでございますけれども、

これに文化遺産として記載をしておるところでござります。

ざいます。

○大臣政務官(樋高剛君) お答えをさせていただ

きたいと思います。

私の方から、富士山麓の不法投棄防止につ

ていうことだつたんですけれども、これではとて

もとも間に合いませんので、とにかく汚染水が

入り込みそうなところは急いで遮断していただき

ますように、防災担当である松本大臣には強く要

望をいたします。

次に、不法投棄についてお伺いいたします。

今回の水質汚濁防止法の法改正は、事業者等に

対する規制の追加ですけれども、一方、地下水の

汚染については産業廃棄物の不法投棄を取り締ま

る必要があります。

不法投棄の件数、また増減、対策、また対策を

実施する上で課題について環境省にお伺いいた

します。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、地

下水汚染の防止のためにも不法投棄の未然防止を

図る、これは非常に重要な課題だと考えておりま

す。

環境省が毎年度実施しております不法投棄等の

実態調査によりますと、平成元年度から平成十三

年度にかけては、不法投棄の件数は年間千件を超えておりました。その後減少しており、平成二十

十九件となつてゐるところでございます。

環境省では、不法投棄対策のため、廃棄物処理

法の累次の改正を行つてきたところでございま

す。

その主な内容は、産業廃棄物管理制度などの

排出事業者責任の強化、産業廃棄物処理業の許可

要件の強化、罰則の大幅な強化などございま

す。また、昨年度の廃棄物処理法の改正におきま

た適正処理のための対策を講じてきたところでござります。

ささらに、地方公共団体におきまして

も、廃棄物処理行政に携わる職員数を増加させる

など、監視及び取締りの体制の強化を図つてきました。

近年における不法投棄件数の減少は、これらの

国、地方公共団体における様々な対策の効果が現

れてきたものと考えておりますが、まだ年間三百

件近くの不法投棄が確認されると、こういう

状況でございます。環境省としても、今後も引き

続き都道府県等と連携しながら不法投棄対策の強

化に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考

えております。

マではないので、これ以上は質問をいたしません。

次の質問に移らせていただきまます。

地下水の所有権についてお伺いいたします。

日本は土地の所有権が非常に強く、現在の解釈では土地の所有者が無尽蔵に地下水をくみ上げてもよいことになってしまいます。今国会の森林法改正で森林の所有者の特定に向けては一步前進しましたと思いますけれども、森林や水資源は公のものであり、利用権を制限するという法律を私は作る必要かと思いますけれども、御見解はいかがでしょうか。

○副大臣(近藤昭一君) 環境省の方では、地下水保全、環境保全の観点から、水質汚濁法、また地盤沈下防止の関連法案で規制をしているところであります。また、地方公共団体が地域の実情に応じて条例等で地下水の採取は規制しているところです。ただし、そういう中で、御指摘のようなことの重要性は環境省としても認識をしておりまして、関係省庁と連携して推進していくことが重要だとは思っております。

ただ、御指摘の法制定については、現在のところ地下水の流動のメカニズムが複雑であるといふことがあります。また、多数の関係との議論が必要であります。また、財産権の関係ということからも慎重な検討が必要だと、こういうふうに考えております。

○亀井亞紀子君 非常に土地ですか土地にかかる財産権の強い国なんですか、やはり水は公のものであります。地下水は公のものであるという法的な整理をした方がよい、私はそれは急がれると思いますので、どうぞ前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後に、被災地の下水道施設の状況について伺います。

私は、仙台市に二回、一度はこの環境委員会で、もう一度は党の方の視察で伺いましたけれど

も、その際に、南蒲生浄化センターが全壊したことに困っているという要望が強くありました。この南蒲生浄化センターは、本当に海岸のところに位置して、津波をまともにかぶった施設です。

今回のその被災地全域の下水道施設の被害状況について、また、海側に位置していたというのはやはり処理した水を河川や海に戻すということです。そういう位置に置いてあるんでしようけれども、一方で津波が来たわけですから、海側に処理施設をつくることの妥当性についてお伺いいたします。

○政府参考人(松井正樹君) お答えいたします。

今回の震災におきましては、百二十か所の下水処理場で被災を生じてございます。ほとんどの処理場が運転再開を今までしておりますが、沿岸部に立地していた処理場は、津波の影響によりまして十八か所で現在稼働が停止してございます。代替として簡易処理をやりながら応急対応をやっているという状況でございます。

津波の影響をどういうふうに今後克服していくかということもありますので、学識経験者からなる下水道地震・津波対策技術検討委員会というのを四月十二日に開催をいたしました。即、技術的な緊急提言というのをいただきまして、これも被災自治体の方には配付をしているところでござります。同提言にも含まれておりますけれども、再度災害をいかに防止するかということが重要でございまして、処理場の位置の再現と、それから津波の外力をどういうふうに衝撃緩和するか、いろいろなことが配慮事項として示されております。

実際に原位置で復旧するというのが原理原則でござりますけれども、位置の変更につきましてどうするかということにつきましては、被災自治体の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(北川イッセイ君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、有村君から発言を求められております

が施設の被災状況なり、あるいは要する時間など、コストもあると思います、それから復興のビジュンとの整合性もあると思います、そういうことを総合的に検討してなさるものと理解しておりますが、国交省としてもできる限りの御支援は申し上げていきたいと思います。

○国務大臣(松本龍君) 今回の件につきましても、四月の早い段階から、下水道処理施設の問題、国交省を始めとして、ほかにもいろいろ処理場が傷んだりいろんなことがありますのでこれはずつと急がせておりますし、応急復旧という形でこれからも私も一緒に取り組んでまいりたいとうふうに思います。

○亀井亞紀子君 日本の原発もみんな海側に、海岸線に位置しているわけですし、今回この浄化センターもかなり全壊してひどい状態ですから、全く同じように建て直すということではなくて、この際いろいろ検討を重ねた上で、より被災しないところに建設していただきたく、お願い申します。

○委員長(北川イッセイ君) 他に発言もないようでは、少し早いですけれども、質問を終わりにさせていただきます。

○委員長(北川イッセイ君) 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(北川イッセイ君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木政二君が委員を辞任され、その補欠として石井浩郎君が選任されました。即、技術的な緊急提言というのをいただきまして、これも被災自治体の方には配付をしているところでござります。同提言にも含まれておりますけれども、再度災害をいかに防止するかということが重要でございまして、処理場の位置の再現と、それから津波の外力をどういうふうに衝撃緩和するか、いろいろなことが配慮事項として示されております。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(北川イッセイ君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(北川イッセイ君) 全会一致と認めます。

○委員長(北川イッセイ君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

案文を朗読いたします。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法が国会に提出された会期中の平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による影響が国内外を問わず広がっている現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保護を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行法第二十三条を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しの検討を行ふ。

二、放射性物質に係る環境モニタリングにおいては、原子力発電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、

福島第一原子力発電所事故による影響が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行法第二十三条を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しの検討を行ふ。

三、原子力発電所の敷地外で放射性物質に汚染されたがれきや土壤などについては、人の健康や生態系に係る被害を防止するため、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行うための制度構築を早急に図るなど、放射性物質による環境汚染に係る健康被害が起きぬよう最大限努力すること。

四、有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

と。

五、施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、ガソリン等の貯蔵施設が原因となつて地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

六、地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみではなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

七、污水処理システムについては、地方行政改革の中、より一層の経済合理性が求められることから、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

右決議する。

以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(北川イッセイ君)　ただいま有村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北川イッセイ君)　全会一致と認めます。よって、有村君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松本環境大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許しました。

ます。松本環境大臣。

○国務大臣(松本龍君)　ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力してまいる所存でございます。

○委員長(北川イッセイ君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北川イッセイ君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会